

SOS ニュース

交通事故シリーズ【3】

■ 交通事故で損害賠償責任を負う者は誰か

交通事故を起こした場合に、実際に車を運転していた者が損害賠償責任を負うことは当然ですが（民法709条）、それ以外の者も責任を負わなければならぬ場合があります。

それが使用者責任（民法715条）と運行供用者の責任（自賠責法3条）です。

（1）使用者の責任

他人に使用されている者が、その事業の執行者につき他人に違法な損害を加えた場合に、使用やこれに代わる代理監督者にも賠償責任を負担させようとするものです。使用者は、他人を使用することによって活動範囲を広げ、それだけ多くの利益を得ているのだから、それに伴って生じる損害もまた負担するべきだという考え方から認められているもの~~い~~のです。条文（民法715条1項但書）の上では選任監督について相当の注意をしたときや、相当の注意をしても損害が発生したであろうときには責任を免れることになっていますが、実際にはこの免責が認められる場合はほとんどありません。

（2）運行供用者の責任

自賠責法3条は自己のために自動車を運行の用に供する者についても、交通事故の損害賠償責任を負わせています。これは、本来危険な存在である自動車の運行を支配し、利益を受けている者は、事故そのものに直接関係がなくとも責任を負うべきとする考え方から出ています。

友人に自動車を貸した場合には、その友人が起こした事故について、直接の加害者である友人と共に、所有者も責任を負うことになります。

（3）不法行為責任と運行供用者責任の関係

民法上の不法行為責任を追及する場合には、被害者は、加害者の違法な行為によって損害が発生したことと、あわせて加害者に故意または過失があったことを立証しなければなりません。この立証はかなり困難のものです。

これに対して自賠責法上の運行供用者の責任追及の場合には、相手がその自動車の運行供用者であることと、その運行によって、生命身体が害され、それによって損害が発生していることを立証すればよいのです。この立証は

比較的簡単です。そして運行供用者の側で責任を逃れるためには事故及び運転者に過失がなかったことを立証しなければならず、殆どの場合には責任が認められることになります。

ただし、この運行供用者の責任は対物損害には認められません。

(自由国民社版 知っておきたい暮らしの法律^得事典より)